

道路運送法及び関係法令に対する違反警告交付について(改善報告)

平成31年1月23日、東北運輸局秋田運輸支局より下記の当社自動車営業所に対する監査を受けた際に、道路運送法及び関係法令に対する法令違反が認められたことから警告書が交付されましたが、それに関する改善措置についてご報告をいたします。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：羽後交通株式会社 代表取締役 齋藤 善一
(法人番号：6410001008788)
秋田県横手市前郷二番町4番地10号
営業所：本荘営業所
秋田県由利本荘市肴町45番地

2. 行政処分等年月日 令和元年6月26日

3. 行政処分等の概要

(1) 文書警告

4. 違反の概要

(1) 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反

(道路運送法第27条第3項)

① 運転者に対する指導監督義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

5. 改善等について

(1) 違反内容に関する改善は、法令の定めるところによりすでに実施しております。

(連絡先)

事業本部運行課 0182-32-4115